

喀痰吸引吸引等研修（演習）受講から実地研修を実施して医療的ケアが実施できるまで

この演習のお申込みは、

- ① 各都道府県発行の「認定特定行為業務従事者認定証」をお持ちの介護福祉士、並びに介護職員等
- ② 介護福祉士養成校など、又は介護福祉士実務者研修において「医療的ケア（基本研修）」を受講された介護福祉士、並びに介護職員等

の方を対象にしています。

■基本研修（演習）評価方法

研修受講者が、演習指導講師の指導の下、演習シミュレーター（吸引訓練モデル等）、その他演習に必要な機器（吸引装置一式等）を用いて、演習を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を修得していることを、演習指導講師が評価する。

■基本研修（演習）評価判定

当該研修受講者が、省令で定める修得すべき行為の実施回数（5回）以上の演習を実施した上で、「基本研修（演習）評価票」の全ての項目についての演習指導講師の評価結果が「基本研修（演習）評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合に、演習の修了を認める。また、実地研修については、基本研修の演習修了が確認された研修受講者に対して行うこと。なお、演習の修了が認められなかった者については、再度、演習の全課程を受講させること。

